

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分
場所 森林水産会館 33 号室

2 出席委員

鷺北英司、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、佐藤建明、塩谷俊之、
園 尚人、田中智宏、古埜雅浩、松井誠二、三國嘉彦、村上 憲
（欠席委員：網谷繁彦、大浦清和、中村好成）

3 議長

議長：鷺北英司

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第 1 項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

三國嘉彦、松井誠二

6 県職員

水産漁港課：荒木参事、飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の免許について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 1 により「海面の新たな漁業権の
設定に伴う区画漁業の免許について」説明された。

本年 8 月 18 日付けで公示した漁場計画について免許申請があり、漁業
法第 70 条の規定に基づき、委員会に意見を伺うものである。漁場計画に
ついては、新たな区画漁業権として、区第 24 号から 26 号の 3 件を追加
し、9 月 30 日までを免許申請期間として公示したところ、申請期間中に
各 1 件の申請があった。区第 24 号の漁場の位置は朝日町の地先、漁業の
名称は藻類養殖業で、朝日町漁業協同組合から申請があった。区第 25 号、
26 号は、いずれも漁場の位置は魚津市地先、漁業の名称はかき垂下式養
殖業で、魚津漁業協同組合から申請があった。類似漁業権か新規漁業権
かの別については、今回の申請は全て新規漁業権に該当する。資料の 3
ページは、今回の申請に関する参考情報として、各組合において水産業

協同組合法に基づき、総会で免許申請を行うことについて決議が行われていることを示すものである。また、今回の漁業権は、団体漁業権として設定しており、漁業権者である漁協が漁業権行使規則を制定し、組合員がその規則に基づき行使することとなる。行使規則の制定については、漁業法第 106 条第 4 項に定める関係地区の組合員の同意が必要とされており、その同意について確認した状況を示している。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、議題（２）に移った。

（２）海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業権免許における適格性について（審議）

事務局の加藤主任から、資料 2-1、2-2 及び 2-3 により「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業権免許における適格性について」説明があった。

申請者の適格性の審査の具体的方法として、事務局から案を説明する。水産庁の「通知」等を参考にすると、申請ごとに、異議あり・なしの声で採決し、もし異議ありの声があった場合は詳細に審議する方法としたい。審査に際し、漁業法 146 条により「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に与ることができない」となっているが、定置漁業権の場合と異なり、今回審査の対象となる区画漁業権に関しては、申請者が漁業協同組合のため、委員が該当の漁協を代表、関係する者であっても、組合と委員は別人格なので、自己に関する事件にはあたらないとされているので、今回は審査に加わっていただける。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、適格性の審査の方法について事務局案のとおりとすることで「異議なし」として決議された。

続いて、事務局の加藤主任から、免許の適格性について説明があった。免許の申請に対し、免許をしない場合について漁業法に定めがあり、①「申請者が漁業法第 72 条に規定する適格性を有する者でない」とき、②「海区漁場計画と異なる申請」であるとき、③「その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある」とき、④「漁場の敷地が他人の所有である場合や水面が他人の占有に係る場合で、同意がない」とき、とされている。今回の申請では②～④は該当がなかった。①の適格性については、団体漁業権の免許の適格性を有する者は、漁業法第 72 条第 2 項により、「当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。」とされている。今回の免許申請は、いずれも新規での団体漁業権の免許申請であり、漁業法第 72 条第 2 項第二号に示された内容「その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の 3 分の 2 以上であるもの」が適格性の要件となる。今回申請があった漁業協同組合の地区には、漁業権の関係地区の全部が含まれており、

また、各申請者からは適格性を満たすことを証する書面が提出されている。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、区画漁業権 3 件の審査を行うこととなった。区画漁業権の適格性の審査は、資料 2－2 に基づき 1 件ずつ行われた。その結果、すべて「異議なし」とされ、申請者に適格性があることが議決された。これにより、県から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の免許」について、資料 2－3 の答申案により「いずれの申請者も適格性を有する」として答申することが承認された。

(3) 特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）

県水産漁港課の飯田副主幹から、資料 3 により「特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について」説明された。

9 月 19 日の水産政策審議会資源管理分科会において、水産庁から提出された資料を使って説明する。TAC 管理魚種であるスルメイカにおいて、この度、漁獲可能量、TAC 量が変更となった。スルメイカは、秋季発生系群と冬季発生系群の大きく 2 つに分けられ、資源評価が行われているが、分布域や分布時期が広く重複することから、当面の間、一体として管理されている。今般、このうち冬季発生系群において、今年度の管理年度において良好な加入が発生していると判断され、19,200 トンであった TAC 量が 25,800 トンに変更され、6,600 トンの増加となった。富山県においても冬季発生系群が 11 月から 3 月頃に漁獲される。スルメイカは単年性の魚種で資源が大きく変動することから、資源管理基本方針に、あらかじめ、良好な加入が発生していると判断する場合には、TAC の変更を行う旨が記載されている。今回、直近の資源調査の結果では、三陸から道東域におけるいか釣り調査の CPUE が近年 5 年平均を上回ったことと、宮城県から北海道太平洋主要港における小型するめいか釣り漁業の漁獲量が、以前漁獲が多かった年と同様に多かったことで「良好な加入」が発生していると判断されたところである。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無かった。

(4) 令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

事務局の前田局長から、資料 4 により「令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」説明された。

全国海区漁業調整委員会連合会から、今年度の国への要望が 7 月 23 日に行われ、その際の国からの回答があったので、結果についてご説明する。例年の継続要望に対しては、これまでと同様の回答内容となっているものがほとんどであり、新規の要望に対する回答や、主要な箇所についてのみ説明する。

5 ページの、Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について、1 ①ア「日本

の漁獲枠の増枠」については、「引き続き、議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。」との要望に対して、水産庁からは「日本の漁獲上限も、2025 年から、小型魚 4,407 トン（400 トン増）、大型魚 8,421 トン（2,807 トン増）に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則 5 %以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。」、また「引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。」との回答があった。

6 ページの 1 ②イ「来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し」について、「負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業者の代表者が参加できるようにすること。」との要望に対しては、水産庁からは「くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者団体の代表を構成員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づいて行っている。」、また「昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和 7 管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。」との回答があった。

18 ページの V 漁業法改正後の制度運用について、2 ①「自主的な資源管理の評価」については、「新たな資源管理の検討に当たっては、TAC のみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するように配慮すること。」や、「数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないなど、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。」との要望に対して、水産庁からは「TAC による管理を基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期または漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとしている。」、また「新たな TAC 資源の拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めてまいりたい。」との回答があった。

来年度の要望に向けては、当海区漁業調整員会から、「クロマグロの資源管理」と「遊漁と漁業の調整」について、それぞれ継続と新規の要望を提案しており、今月に日本海ブロック会議で協議される予定である。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：クロマグロについて、富山県だけ何か個別にできるというものではないと思うが、漁獲枠が一杯になると獲れなくなることから、

富山県でこれからどう変化していくか、何か新しい動き等があれば教えていただきたい。

飯田副主幹：クロマグロの資源管理については、国際的な枠組みの中での規制となっており、国の動きを注視していきたい。今後の漁獲枠の増加については簡単ではないと考えているが、県としては、漁業者の立場に立って、国への働きかけを行っていきたい。遊漁については、今後、全国的に届出制の導入などより厳しい資源管理が求められることとなる。

(5) その他
意見はなかった。

(6) 次回委員会
次回の委員会は、令和7年11月18日（火）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年10月7日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____